

新庁舎の規模

1. 新庁舎の規模

新庁舎を建設する場合、庁舎の延床面積等を算定する方法として次の方法が用いられます。

総務省の地方債同意等基準を参考とした算定方法

国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定方法

現状の床面積から求める方法

総務省の地方債庁舎面積算定基準を参考とした算定方法

庁舎の建設にあたっては、財源として地方債を充てることが認められており、その際の庁舎面積の基準として、総務省の地方債同意等基準運用要綱に起債対象となる標準面積が記載されています。この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものです。

総務省が示す面積には、村民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていません。このため、総務省基準で求めた庁舎面積に、これらの付加機能分の面積として他市町村の例を参考として、庁舎面積の30% (738㎡) を加算したものとします。この結果、総務省の地方債同意等基準を参考として算定した庁舎の面積は3,198㎡となります。

室名	面積基準	面積	摘要																																
㊦ 事務室	4.5㎡×(換算職員数) 〔職員数換算率〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>換算率</th> <th>職員数</th> <th>換算職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td> <td>12</td> <td>2人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>部長・次長級</td> <td>0</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>2.5</td> <td>13人</td> <td>32.5人</td> </tr> <tr> <td>課長代理・係長級</td> <td>1.8</td> <td>18人</td> <td>32.4人</td> </tr> <tr> <td>製図職員</td> <td>1.7</td> <td>3人</td> <td>5.1人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>1</td> <td>41人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>77人</td> <td>135人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	換算率	職員数	換算職員数	特別職	12	2人	24人	部長・次長級	0	0人	0人	課長級	2.5	13人	32.5人	課長代理・係長級	1.8	18人	32.4人	製図職員	1.7	3人	5.1人	一般職員	1	41人	41人	計		77人	135人	607.50㎡	
区分	換算率	職員数	換算職員数																																
特別職	12	2人	24人																																
部長・次長級	0	0人	0人																																
課長級	2.5	13人	32.5人																																
課長代理・係長級	1.8	18人	32.4人																																
製図職員	1.7	3人	5.1人																																
一般職員	1	41人	41人																																
計		77人	135人																																
㊧ 倉庫	事務室面積の13%	78.98㎡																																	
㊨ 附属面積 会議室、電話交換室、 便所、洗面所、その他 諸室	7㎡×(全職員数)	539.00㎡																																	
㊩ 玄関、広間、 廊下、階段等の交通部分	㊦から㊧までの各室面積合計の40%	490.19㎡																																	
㊪ 車庫	1台につき25㎡	20台 500.00㎡																																	
㊫ 議事堂	35㎡×(議員定数)	7人 245.00㎡																																	
合計		2,460.67㎡																																	

国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定方法

国土交通省が示す新営一般庁舎面積算定基準は、各省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準で、職員数をもとに執務面積や附属面積（会議室、倉庫等）の面積を算出するものです。また、基準に含まれない議会機能や防災機能、福利厚生、村民交流等に要する面積については、固有面積として個別に積算し加算します。国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考とした算定した庁舎の面積は3,159㎡となります。

室名	面積基準	面積	摘要																																
㊦ 事務室	4.5㎡×(換算職員数) 〔職員数換算率〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>換算率</th> <th>職員数</th> <th>換算職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職</td> <td>10</td> <td>2人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>部長・次長級</td> <td>0</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>2.5</td> <td>13人</td> <td>32.5人</td> </tr> <tr> <td>課長代理・係長級</td> <td>1.8</td> <td>18人</td> <td>32.4人</td> </tr> <tr> <td>製図職員</td> <td>1.7</td> <td>3人</td> <td>5.1人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>1</td> <td>41人</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>77人</td> <td>131人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	換算率	職員数	換算職員数	特別職	10	2人	20人	部長・次長級	0	0人	0人	課長級	2.5	13人	32.5人	課長代理・係長級	1.8	18人	32.4人	製図職員	1.7	3人	5.1人	一般職員	1	41人	41人	計		77人	131人	475.53 ㎡	
区分	換算率	職員数	換算職員数																																
特別職	10	2人	20人																																
部長・次長級	0	0人	0人																																
課長級	2.5	13人	32.5人																																
課長代理・係長級	1.8	18人	32.4人																																
製図職員	1.7	3人	5.1人																																
一般職員	1	41人	41人																																
計		77人	131人																																
㊧ 附属面積	会議室	(職員100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡増加)×補正係数1.1	40.00 ㎡																																
	電話交換室	換算職員が120人から320人未満の場合:36㎡	36.00 ㎡																																
	倉庫	事務室面積の13%	0.00 ㎡																																
	宿直室	1人まで10㎡、1人増すごとに3.3㎡加算	10.00 ㎡																																
	庁務員室	1人まで10㎡、1人増すごとに1.65㎡加算	0.00 ㎡																																
	湯沸室	6.5㎡～13㎡が標準	13.00 ㎡																																
	受付及び巡視留	1.65㎡×(人数×1/3)が標準、最小:6.5㎡	6.50 ㎡																																
	便所及び洗面所	職員数50人～100人の場合:40㎡	40.00 ㎡																																
医務室	職員数50人～100人の場合:35㎡	35.00 ㎡																																	
㊨ 固有面積	議会機能	議員定数×35㎡、委員会室、正副議長室等	350.00 ㎡																																
	業務支援機能	相談室、印刷室、サーバ室等	200.00 ㎡																																
	福利厚生関係	更衣室、休憩室	40.00 ㎡																																
	災害対策機能	災害対策室等	100.00 ㎡																																
市民交流機能	行政資料コーナー、多目的スペース等	100.00 ㎡																																	
㊩ 設備面積	機械室	有効面積500㎡～1,000㎡の場合:232㎡	232.00 ㎡																																
	電気室	有効面積500㎡～1,000㎡の場合:121㎡	121.00 ㎡																																
	自家発電機室	有効面積500㎡～1,000㎡の場合:29㎡	29.00 ㎡																																
㊪ 玄関、廊下、階段等の交通部分	㊦から㊩までの各室面積合計の40%	971.00 ㎡																																	
㊫ 車庫	1台につき18㎡	20台	360.00 ㎡																																
合計			3,159.03 ㎡																																

現状の床面積から求める方法

現在の庁舎の状況は次のとおりです。

ア 延床面積：1,673.00㎡(本館、別館、プレハブ、教育課、健康福祉課の合計)

イ 用途別の床面積：

区分	現庁舎の床面積	
事務室	612.30 ㎡	
付属面積	倉庫	81.68 ㎡
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	323.80 ㎡
	合計	405.48 ㎡
玄関、広場、廊下、階段等の交通部分	370.40 ㎡	
車庫	100.30 ㎡	
議事堂	184.52 ㎡	
合計	1,673.00 ㎡	

新庁舎の規模

新庁舎には、現庁舎では整備できていない災害や震災等に対する防災機能、住民協働やむらづくりのための複合施設機能の付加、情報化への対応及び諸機能空間の確保、また臨時職員等に係る床面積分を加味する必要があります。

総務省及び国土交通省の算定、現状を踏まえれば、新庁舎の規模を、

新庁舎規模 上限3,000㎡程度と想定します。

2. 敷地の規模

【庁舎敷地面積の想定】

庁舎敷地の必要面積としては次のとおりです。

ア 庁舎建築面積 約1,000㎡

新庁舎の規模を上限3,000㎡程度、階数を3階と想定

イ 来庁者・公用車駐車場 約900㎡

50台×18㎡/台(共有通路部分含む)を想定

ウ オープンスペース・緑地 約500㎡(敷地面積20%)

敷地面積の約20～30%とします。

上記の条件を想定した場合の庁舎敷地面積は約2,400㎡と想定します。